

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第4章 生活環境の清潔保持</p> <p>（公共の場所の清潔保持等）</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><u>4 第1項に規定する公共の場所又はその周辺において、はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、当該与えた行為により同項に規定する公共の場所に、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が散乱し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>第8章 罰則</p>	<p>第4章 生活環境の清潔保持</p> <p>（公共の場所の清潔保持等）</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（新設）</p> <p><u>4</u> 土木、建築等の工事を行う者は、道路その他の公共の場所に、工事に伴う土砂、がれき、廃材等が散乱しないよう適正に管理しなければならない。</p> <p>第8章 罰則</p>

第 43 条 次の各号のいずれかに該当するものは、50,000 円以下の過料に処する。

(1) 第 15 条の 3 第 6 項の規定による命令に違反したもの

(2) 第 29 条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項各号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。

第 43 条 第 15 条の 3 第 6 項の規定による命令に違反したものは、50,000 円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科する。